

2019年12月17日
原子力エネルギー協議会

「実機材料を活用した研究に必要な実機材料等の貸与依頼について（案）」の確認結果

「実機材料を活用した研究に必要な実機材料等の貸与依頼について（案）」の電気事業者による確認結果を下表に示す。

表 電気事業者による確認結果

原案	記載変更案	変更希望理由
5. 実機材料等の貸与の希望期間 協定締結日から研究終了後実機材料の返却が完了するまで	5. 実機材料等の貸与の希望期間 <u>別途定める</u> 協定締結日から研究終了後実機材料等の返却が完了するまで	・別に定めることを明記してほしい ・タイトルとの整合
7. その他 (1) 規制庁が行う研究のための実機材料の取得、輸送及び管理に係る費用については、規制庁が負担する。その上で詳細については別途協議する。	7. その他 (1) 規制庁が行う研究のための実機材料の取得 <u>またそれに関連する付帯作業等、並びに輸送及び管理に係る費用</u> については、規制庁が負担する。その上で詳細については別途協議する。	・実機材料の取得に関する直接的な工事以外にも、準備作業や関連設備の保全作業が発生する可能性があるため

以上